

（午後2時30分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

順番6、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、次の3点について質問いたします。第一、なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治と決別する一方策について。第二、ごみ政策に関して市民の協力による具体的成果を伺います。第三に、企業誘致の際には公害防止の点にも細心のご配慮をお願いします。以上です。

まず、第一の点について伺います。私は、終始一貫「なれ合い政治」と「事なかれ主義」「場当たり」「先送り政治」を打ち破ることなくして、真に市民のための政治はあり得ないを信条として、発言し、行動してきました。今回の質問もこの観点からいたします。

橋本市制が施行されて五十数年になるが、この間、制度としては、市当局が議会で答弁した内容が誠実に執行されたか否かを適切に検証する手段がなかった。そのため、その場しのぎの言い逃れ、場当たり、先送りの答弁がなされ、言いつ放し、聞きつ放しとなることも少なくなかった。

その弊害として、主に次の点が考えられる。  
①議員が自分の職責を果たすために周到な準備をし、情熱を込めて議場で質問して、市当局から答弁を引き出したとしても、その内容が実施されなければ何の意味もない。全くの徒労に終わる。つまり、議員を通じて市民の声を議会に反映させるという議会制度の趣旨が十分に機能しなくなってしまう。

②また、その場しのぎの言い逃れ、場当たり、先送りの答弁でも何とかやり過ごすこと

ができるとなれば、当局から本音の議論が出る可能性が低くなり、問題の本質をついた議論が掘り下げられて行われることが難しくなる。具体的には、「前向きに検討します」「十分研究します」「ご理解のほどよろしく申し上げます」等々の結末となってしまふ。言いかえれば、着眼点が良かったとしても、上滑りの議論で終わってしまうおそれがあります。

③このような弊害があるにもかかわらず、制度的な補完措置がなされず五十数年が経過したことにより、市民が被った損失ははかり知れない甚大なものであると考える。

そこで、右に述べた弊害をなくするために、次のような提案をします。

すなわち、議会で答弁した事項が実現されたか否かを、1年後の議会開会の1週間前に、議会または議員に対して次のことを報告することとする。1年前の議会で「実施する」と答弁した事項について、実施したか否か。実施できなかったとすればその理由は何か。「善処する」「検討する」と答弁した場合も、どう処理したか等々措置のてんまつであります。各項目について二、三行の簡単なものでも、以上の目的は十分達成できるので、市当局の負担はほとんど変わらない。これによって、市当局と議会との間に緊張関係の上に立った信頼関係、協力関係が実現し、市政は飛躍的に充実し、活性化すると考える。

私の同趣旨の質問は5回目となるが、真の市政の改革はこの課題を外してはあり得ないと考えてるので、あえて質問を重ねる次第であります。市長の英断を期待します。

第二に、ごみ政策に関して市民の協力による具体的成果について伺います。

分別収集による費用の増減を具体的に示し

てください。市民の協力によって何ほどの経費削減をできたかということであり、将来予測を含めてお示し願います。

広報はしもと2月号では、廃食用油の利用によって、給油に係る費用は年間約133万円削減されたとありますが、一つの成果と評価できると思います。

第三に、企業誘致には公害の点にも細心の配慮を、という観点から伺います。

企業本体には問題がなくとも、下請け業者を使う形態がある場合には、その業者の出す悪臭、汚染物質、騒音等が周辺住民に被害をもたらす場合があります。このような場合には、発注元である本体企業を通じて下請け業者に改善を指導するような手段を講じるべきであります。この点について、当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）4番 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

本件に関しましては、過去4回の一般質問におきまして、ご質問をいただいたところでございます。

私は、「一般質問の措置状況の報告」自体は、決して否定するものではありません。ただ、本件に関しては、議会運営上にかかわる案件でございますので、本市議会に対しまして、平成18年6月20日付で文書でもってご検討を申し入れてございます。その協議結果につきましては、既に議員ご承知のとおりでございます。

私は、先ほども申し上げましたとおり、措置状況の報告自体は決して否定するものではありません。ただ、松浦議員のご意見の中

で、これまでも幾度となく、「場当たり、先送り政治」「事なかれ主義」といったようなご発言がございますが、措置状況の報告制度のあるなしにかかわらず、私はいかなるときも議員諸氏のご質問に対する答弁はもちろんのこと、その後の取り扱いにつきましても、真摯に対応をさせていただいておるところでございます。

また、議会と市当局との間での議論のあり方につきましては、これまで諸先輩方が五十数年もの長きの間、議論を重ね、築き上げてきたものでございます。私も当議場の末席を汚したものの一人として、このやり方をお聞きするのは、誠に忍び難い思いでございます。ここではこれ以上、松浦議員のご発言に対して論ずるつもりはございませんが、また、議員の本件に対する強い思いも理解できないわけでもございません。

実際、私が和歌山県議会議員当時、県議会事務局において毎年、年度末に一度、措置状況について調査・取りまとめをしていただいております。この調査は、今も継続して年1回行われているとお聞きしてございます。ただ、本件につきましては、議会運営上にかかわる案件ということで、これまで本市議会においてご協議をいただいた経緯もございません。この場で私が一方的に結論を申し上げることはできかねますが、私といたしましては、議会と市当局の望ましい一つの制度と考えますので、再度、本市議会に再協議をいただきますよう申し出てまいりたいと考えますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与からお答えをいたします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）おただしの「企業

誘致には、公害にも細心の配慮を」についてお答えいたします。

本市の企業誘致は、「安全安心のまちづくり」「活力みなぎるまちづくり」をビジョンに据えて取り組んでおります。企業誘致することによって、地域の雇用と将来の安定した税収を確保することによって、市民生活がより向上するものと確信しております。

また、企業のクリーン性を追求することが企業イメージの向上、業績アップにつながるものが常識化されている昨今、クリーン性は企業経営の基本的理念であります。したがって、進出して規模を拡大しようとする企業は、公害をはじめ周辺環境に悪影響を及ぼすと思われる施設環境に細心の注意を払っているところであります。

なお、議員がご心配されている、誘致企業と下請け業者との関連においても、企業のコンプライアンスを徹底することは当然であるとともに、企業イメージアップの観点からも十分な指導がされておりますが、万が一にも不測の事態が発生した場合には、行政として十分な指導を行ってまいりたく考えております。

なお、市民生活に影響が及ぶおそれのある水質・大気・騒音・振動・悪臭等の防止については、環境基本法や県公害防止条例など、公害関係法令を遵守するための所要の対策措置を講じるよう指導してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）議員おただしの、広域ごみ処理場移行による費用の増減を具体的にこのことですが、平成21年9月市議会定例会でもお答えしたように、分別区分や処理方法が大きく変わったことから、正確な比較は困難と考えますが、市民の皆さん方のご理

解・ご協力を得た結果、循環型社会推進のための一歩を踏み出せたと思っております。

また、かねてよりごみの堆肥化、週1回収集についても多くの方々のご理解をいただき、ごみ減量化が進んでいるところです。

具体的にごみの変動量は、現在のところ、昨年8月から12月末までのデータしか持ち合わせておりませんが、それを見ますと、集団回収分を除くごみ総量では、平成20年度実績2万1,247tに比べ、広域ごみ処理場移行後の5カ月間で1年分のごみ量を推計しますと、約1万7,300tとなります。また、可燃ごみについても、平成20年度実績1万5,682tに比べ、推計量として約1万4,600t、そのうち家庭から排出される可燃ごみでは、平成20年度実績1万1,500tに比べ、推計量として約1万200tと約11%の減少となり、仮に1kg当たりの費用を、平成19年度単価であります1kg当たり35円とした場合、約4,500万円の成果が見込めることとなります。

また、6番議員にもお答えしたところですが、ごみ処理に関する情報について、市民の皆さんに見える形でお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございます。

順番に、第一問目からお伺いします。

例えば、議会でやりとりをして、そういうふうにやりますと言うたときに、やらない場合はないというお話なんですけども、前回の議会でも、1番議員も、またほかの議員も、あのかの約束はどうだったと、いや、やってないというようなことがありましたよ。

私も、これは9月議会ですけども、市当局から、議案第12号 橋本市再開発住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、

この議案が出てきたときに、暴力団とわかった場合には、市長は立ち退き、明け渡しを請求できるという、こういうことが出てきたんですけれども、できるという任意規定では、できるということはそうするかしないかは市長の裁量だと。だから、市長としては暴力団に対して出て行ってくれと言うことが難しい。また、現場の人も出て行ってくれと言うのは大変やと。そこの仕事の大変さをおもんばかり、その場で市長は明け渡しを請求しなければならないと、こういうふうにしてはどうですかと提案をしました。そこで議会がとまって、それで話し合いをしたところ、結局は「松浦議員の意見を十分に尊重いたしまして、緊急に対処していきたいと考えております。」こういう答弁をいただいたんです。早急に対処していきたいと。それで、どういう理由かと伺いましたら、市長の裁量権をなくして、全く明け渡しを請求しなければならないというふうに、市長の裁量を全くなくすることについては問題ありと。例えば、暴力団であっても、病気がちで何ら周りにも迷惑をかけてないし、悪いことはしていないと。こういう場合にも明け渡しを市長が必ずしなければならないというのは、社会通念上もっとも、そのとおりだと認められない場合もあると。

そこで、私の趣旨と、今の市の当局の考え方等いろいろ検討して、早急に対処するという話だったんですけども、私は次の日に担当者のところへ行って、それでは「特段の事情のない限り明け渡しを請求しなければならない」とすれば、市長も決断しやすいし、現場の職員も執行しやすい。そうしてはどうですか、こういう話を持って行ったんですよ。それはそうですと。弁護士と相談して、早急に対処しますと。早急に対処しますというのは、9月から言うたら12月議会ですか。12月議会で、これ出してくれるんですねと担当者に言

うたら、いや、これは市営住宅にも関係するので、同じような形で統一したいと。だからもうちょっと検討させてくれと。じゃあ3月議会に出してくれるんですねって、全然出てない。

いいですか、市長。やりますと言うたことをやってない。こんなもん、3カ月も半年もそういう話と違うでしょう。半日もあればそんなもんすぐできますわ。原文つくるぐらい。それを、半年待ってもまだ何の音さたもない。議案に出てないと。これ、大事なことと違うんですか。市の住宅を管理する上では、適正に市民の納得できるようにやるということであれば、早急ってそのために使ったんじゃないですかね。こういうふうにとやるということとやらんこと、いっぱいあるんですよ。

これが1年後に報告しなければならんとなれば、もっと性根入れて職員は話したり、あるいは実行するんですわ。また、できないことをできそうに言ったり、検討しますということでお茶を濁すということは、とんでもない話やと私は思うんですよ。やっぱりできないことはできないんだと市当局は答えるべきです。それを、できるかできないかわからん、検討します、あやふやなことを言うて、そしてそれで終わってしまえば、今ここで話してもらったように、問題の本質の掘り下げができない。みんな上滑りで、象の肌をなでているだけで終わる。議員だって一生懸命やっているんですよ。そのところを、今までだったらやり過ぎ、いっぱいありました。それをなくするためには、これを決断していかんと、議会というのは議員の努力が報われない、つまり、市民の努力が報われない、適当にごまかしがきくということでしょう。これは断じて許してはいかんと思いますよ。

じゃあ、視点を変えて言います。約束は守るべきだ。そのための約束でしょう。議会で

やります、やってください、そしたらそれでいきましょうと決まった約束ですわ。それは誠実に履行せんなんの違えますか。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）約束は守るべきであると、議場の約束は守るべきであると。あるいは一般社会の約束というのは、守るのが当たり前だと思うんですけども、そうじゃないですか。どう思われますか。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）4番 松浦議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

私は、非常にいいことであるということは申し上げたとおりであります。ボタンのかけ違いとか、間違わんといてほしいと思うんですが、私は、それは賛成の立場で松浦議員に申し上げておるわけでありませう。それが今度はルールというものがありますから、措置状況等につきましても、議会の皆さんでひとつご相談をいただいて、そしてそれはいいことやないかと、それはひとつしてもらおうやないかといったらそれで終わり。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長の真意は私、理解できてるんです。それはわかるんですけども、この前に議会でそれを審議したときに、そういうのは必要ないと。議会はそういう結論を出しているんです。だから、こんな議会、その点については、私は当てにできないと思うんですよ。いや、そうでしょう。ここの点について議論してもらった要らないというんだから、議会でまたやってもらえと言われたって、私はそれに望みを持ちませう。

だから、私の言うのは、いや、この点については私は反対です。この点については、私は議会の対応というのは全く理解できない。

だから、市長に申しわけない点もあるんですけど、厳しくお願いしているんです。議会がまた嫌だと言えればそれで流れていく。それではこんな大事なことは、またそのまま維持されていく。これでは議会の役割を果たせないという観点からお願いしているんです。視点を変えれば、契約というのは守るべきであると。破ったほうが、これこれの理由で破りましたということを報告するのがお互いの契約当事者の話ですわ。それを、議会がどう言おうがこう言おうが、それは約束は約束で、そういう形で報告するのが誠実な一般社会人としての、あるいは団体同士としての道と違えますかね。いかがですか。

○議長（中西峰雄君）松浦議員の再質問に対する答弁を求めませう。

副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今、松浦議員が言われました議会で約束したことを守っていくというのは、それは当然のことであると私も思っております。ただ、議員もご指摘いただいておりますように、もし仮に、それをいろいろと調査なりしようとしていく段階の中で、できないような理由とかそういうことがあった場合は、きちっとその理由も説明して報告をさせていただくというのも、ごもっともなことだと思っております。ただ、それを措置状況として出していくか、各議員からのそういったご指摘に対してお答えしていくかというのは、いろんな方法があるかと思えますので、先ほど市長も答弁させていただきましたように、どんな場合でも、それに対してはきちっと市のほうで今後対応させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）再度伺います。制度としてそういうことをやられる意思はおありで

すか。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）制度としては、先ほど市長がご答弁をさせていただいたとおりでございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）制度としては、市当局としては議会の動きを見て対応するということですね。市当局としては、積極的には動かないと。議会の対応を見て、制度としてやるかどうかを決めるということですね。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほどもご答弁させていただいておりますが、再度、本市議会に再協議をいただきますよう申し出たいと、このように考えております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）わかりました。そして、この点につきましては、市議会に対してそういう提案をお願いします。

次に移ります。ごみ政策に関して伺います。

金額的に今、4,500万円ぐらいの経費削減があったと伺いましたが、この削減、例えば分別収集しても、それを分別収集したものを集めて、それでまた分別し直すとか、あるいは荷物にして出せるようにするとかいうことで、それなりの、今まで以上の人件費等かかっていると思うんですけども、その辺、今までと違ってどれぐらいのプラスになっているんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）リサイクルにかかる費用で、今、広域のほうでやっていただいておりますので、ちょっと手元に資料を持っておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）結構です。

そしたら、ところが考え方の順番として、4,500万円削減されているけれども、一方ではこれこれの出費が増えたというんですか。それとも、出費も減ったということですか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）私、先ほど演壇でご説明させていただきましたのは、昨年、広域ごみ処理場が稼働しました8月から昨年の12月までの、5カ月間のごみの実態から月平均を割り出しまして、それで1年間の推計という格好でごみの減量化がこうなるであろうと、それがそのまま行けばという仮定の話で申し上げました。それをお金に換算しますと約4,500万円になろうかということでありませぬ。

前々からご説明させていただいておりますけれども、この削減が見込める金額につきましては、いろいろそういったほかの施策等々へ事業展開を図っていったらというふうに考えておりますけれども、まず、私どもの中では、花いっぱい運動ですか、そういったところにも経費を傾注させていただいておりますので、そういったことで市民のご協力を得て、まだなおごみの減量化が進めば、さらにこの4,500万円という数字がもう少し上向いてくるであろうと思います。

そういったことで、その推移を見ながら、またいろいろの施策展開に使っていただければというふうに考えておりますけれども、今、具体的にこれをどう使うかというところまではいっておりませぬ。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私の伺っているのは、削減が4,500万円、これは推計だと。費用も推計で出ないんですか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）大変遅くなりました。済ませませぬ。

そういったことで、花いっぱい運動等々に使わせていただいておりますのが、例えば、ごみ収集ボックス等の設置補助金等では16年度から実施いたしております、平成21年度末までで合計590万円ほど補助をさせていただいております。それとか、週1回実施という格好で奨励金を出させていただいておりますのが、市内107地区のうち、平成22年の2月末で68地区という格好で、ちょっとこれ、今金額ベースで出てないんですけども、世帯数では市内全域の約36%に対して月1世帯当たり年間1,200円、そういう格好で支出させていただいておりますとか、いわゆる生ごみの減量化で生ごみの処理機器等に総額で、21年度末ですけども1,540万円あまりの補助を出させていただいているという格好で、そういったごみの減量化に伴いまして、私どものごみの施策の中ではそういう格好で使わせていただいておりますというのが現状でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）例えば、私が思うんですけど、人件費で、今の新しい処理場へ行けば分別する人がここにありますよね。ああいうのも分別しなかったら要らなかった費用だと思うんですけどね。だから、削減だけじゃなくて、両方見なければ正確な評価はできないと思います。その辺はいかがですか。きのう、市長の事務所開きのときに7,500万円削減できた。これについては教育と福祉に使いたいとかいうようなお話をされましたので、それでその根拠というのはどこにあるか伺いたかったんです。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）正確な数字を今持ってないんですけども、19年度の広報で載せていただいたと思うんですけども、生ごみ堆肥化等によりましてごみの減量化を進めさせていただいた結果、ごみ車1台が減車された

と。それに伴って人件費も削減させていただいて、ちょっと正確な数字、申しわけないんですけど、約1億円近く削減できたというふうに広報で紹介させていただいたところです。

○議長（中西峰雄君）答弁続けられますか。

市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）先ほどの、広域ごみ処理場での処理費用ですけども、今、現時点では正確な数字はつかんでおりませんが、平均単価にしますと、処理費用にだいたい1kg当たり20円前後という格好で聞いております。基本的には分別ということに関しての、循環型社会を構築していくためには、分別するには費用がかかるというふうに私どもは認識しておるところですので、若干こういった費用がかかるというのはいたし方ないかなと思っておりますけれども、今正確な金額というのはちょっとまだつかんでおりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）結構です。今の、言葉じりからとらえるようですけども、若干かかると。若干では済まないでしょう。プラスマイナスゼロになるということを専門家から私、ちょっと聞いたことあるんですけども、その辺。次に進みます。結構です。

企業の誘致に公害にも細心の配慮を。この点について伺います。答弁、大筋で良としましたが、なかなか公害の被害者からすれば、証明、つまり科学的な因果関係を証明するには極めて費用もたくさんかかりますし、科学的にも難しいと。困難だと。一私人あるいはその集団が証明することは、なかなか技術的にも費用的にも大変だということで、その辺を配慮する必要があると思うんです。科学的因果関係を、こうこうこうだとなかなか証明するというのは難しい。今の公害の問題なんかでも、そういうことがネックになって放置

されているという場面が数多くあったというのが現状です。

今日では、そういうことを踏まえて、科学的ではなくて疫学的因果関係があれば、だいたい挙証責任を転換していくという考え方が強くなっておりますけれども、それでもなお因果関係の立証責任というのは困難だと。だから、元請けというか発注元が市民の、市当局との合意によって正当な指導をしていただけるようお願いしたいということです。

先ほどそういうことで、大丈夫だと伺ってたんですけども、再度、決意をお示してください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）企業誘致室のほうで取り扱っていることでございますけれども、一点、最終的には進出協定を結ぶわけでございますけれども、それまでに、特に製造業関係でございます。そういうところにつきまして、環境保全の協定書を結ぶひな形もつくってございます。ということで、製造業の中でも、化学的なものとかそういうものを使うところについては、特に注意した中でやっていくということになってございまして、この環境保全協定書が市長と進出企業と結ぶわけでございますけれども、進出企業だけじゃなしに、この文書の中に関連業者に対する責任ということで、その指導も含めまして問題が起こったら解決に親の、下請け業者の上の業者は、進出した業者は当たらなければならないという文書まで結んでございますので、これで、具体的にはこういうことも活用していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって4番 松

浦君の一般質問は終わりました。

この際、3時30分まで休憩いたします。

（午後3時14分 休憩）